

平成26年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月8日）

○出席議員

- 1 番 立 井 武 雄
- 2 番 佐 藤 道 昭
- 3 番 原 田 幹 夫
- 4 番 一 森 敬 司
- 5 番 佐 藤 富 男
- 6 番 池 添 英 明
- 7 番 一 森 康 雄
- 8 番 吉 崎 民 二
- 11 番 森 谷 靖
- 12 番 藤 枝 善 則

○欠席議員

- 9 番 新 保 勲
- 10 番 春 藤 康 雄

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名

町長	広瀬憲発
副町長	吉田直人
教育長	庄野宏文
会計管理者	池田忠男
総務参事	森一美
産業建設参事	吉成均
民生参事	米田利彦
教育次長	小倉宝積
企画財政課長	吉田英雄
総務課長	大迫浩昭
税務課長	南東稔
危機管理室長	吉崎英雄
建設課長	井上雅史
水道課長	小坂宜弘
産業環境課長	原田賢
下水道課長	石森典彦
町民福祉課長	鈴谷一彦
健康保険課長	谷本富美代
社会教育課長	尾野浩士
学校教育課長	山下真穂

○職務のため議場に参加した職員の職・氏名

議会事務局長	古川和之
議会事務局係長	入口三恵子

平成26年松茂町議会第4回定例会会議録

平成26年12月8日(第2日目)

○議事日程(第2号)

日程第1 町政に対する一般質問

立井武雄 議員

(1) 依存症の支援について

(2) 少子化対策について

日程第2 議案第56号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第57号 平成26年度松茂町一般会計補正予算(第5号)

日程第4 議案第58号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

日程第5 議案第59号 平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第60号 平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

日程第7 議案第61号 平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第62号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議案第63号 平成26年度松茂町水道特別会計補正予算(第2号)

平成26年松茂町議会第4回定例会会議録

第2日目（12月8日）

午前10時00分再開

○議会事務局長【古川和之君】　ただいまから平成26年松茂町議会第4回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、藤枝議長からごあいさつがございます。

○議長【藤枝善則君】　皆さん、おはようございます。真冬並みの寒波によりまして、全国各地で大雪の被害が出ております。特に県西部では、5日のゲリラ豪雪によりまして集落が孤立し、4日目、現在でも停電が1,000戸以上しているようでございます。一刻も早い復旧が望まれるところであります。集落が孤立して停電が続いているところではとのニュースでございますが、防災無線による情報が非常に役に立っておるということでございます。皆さんのご家庭においても、万一に備えて防災無線の乾電池等の点検をしておいたらどうかと思います。

さて、本日は町政に対する一般質問の日でございます。質問者は簡潔明瞭に、回答者は詳しく明快に行っていただくようお願い申し上げまして冒頭のあいさつといたします。

○議長【藤枝善則君】　ただいまの出席議員は10名で、地方自治法第113条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【藤枝善則君】　これから本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に印刷配付のとおりであります。

○議長【藤枝善則君】　日程第1、「町政に対する一般質問」を行います。

通告のありました立井議員をお願いいたします。1番、立井議員。

○1番【立井武雄君】　皆さん、おはようございます。議長のお許しが出ましたので、私の一般質問を始めさせていただきます。

質問事項は、依存症の支援についてであります。依存症の中でも、特に、アルコール依存症治療について、松茂町の対応をお聞きしたい。

依存症の中で身近なものとしてアルコール依存、ニコチン依存、薬物依存、買い物依存、ギャンブル依存、ネット依存、仕事依存などの種類が考えられます。私の経験からも、アルコール依存による弊害が特に考えられ対策が必要と感じられるので、質問いたします。

日本の飲酒人口は約6千万人と言われ、このうち、アルコール依存症の患者は約230万人と言われている。飲酒者の26人に1人が依存症という計算になる。これは、WHOの算出方法より割り出した数値です。この数値の比率から行くと、当松茂町1万5千人においては、飲酒人口は約6,900人であり約260人の依存症患者が存在すると推測されます。このうち、約何割か、何人かの依存症の患者が、家族が酒をやめたいと思っているのであろうが、本人の意思だけで断酒を継続するには難しく、周囲の理解や協力が強く求められます。アルコール依存症治療には松茂町はどのような支援策をとっているのか、お尋ねいたします。

どのような過程にてアルコール依存へと進行していくのか。始まりは、機会飲酒から習慣飲酒に移行することが多く、習慣飲酒になると同量飲酒では同じように酔うことができなくなり次第に飲酒量がふえていく傾向がある。もちろん全ての飲酒者がアルコール依存症患者ではないが、何かのきっかけで飲酒量がふえて、いつの間にか依存症に陥ってしまう危険性は十分考えられる。酒は、本人が自分の判断で好んで飲酒しているように見え、患者自身も好きで飲酒していると錯誤していることが多い。患者に指摘すると、自分は違うと拒絶するので、否認の病気と言われている。

まず、アルコールの多量飲酒、不適切な飲酒ですが、問題ですが、急性アルコール中毒、アルコール依存症、生活習慣病、臓器障害、がんなど、さらに、睡眠障害、うつ、自殺などが挙げられます。酒が切れると、肉体的・精神的に離脱状態が出るため、楽しむためではなく禁断症状を避けるために飲酒を繰り返すようになる。また、アルコール依存症の形成を助長するものとして、飲酒している本人の尻ぬぐいをする家族など、イネイブラーと呼ばれていますが、が存在することが多い。イネイブラーは、飲酒している当人の反省を必要とさせず延々と飲酒することを可能にしてしまう危険性があります。また、依存症患者の配偶者などに見られる、患者に必要とされることを必要とする共依存に陥っている人もいます。そのため、その配偶者に対してもカウンセリングなどが必要となることもある。

また、症状としましては、進行性疾患、慢性疾患、人格変化を引き起こす疾患、不治の疾患、悪くなることはあってもよくなることはない病気であり、寛解の状態で再発、いかに再飲酒を防ぐかが治療の上で重要である。死に至る疾患としましては、内臓疾患、また

は極度な精神ストレスなどによる自殺、事故死など、アルコール依存症の10年の死亡率は約30から40%、非常に高いとされています。また、機能不全過程の形成要因として、アルコール依存症のいる家庭での家族に与える影響は多大であり、親から子にアルコール依存などの酒癖問題が世代間で伝播する傾向、現象がよく見られる。アルコール依存症は家族全体を巻き込み、特に、機能不全家庭の形成を助長する。

また、女性とアルコールなんです、同量のアルコールでも男性の2倍悪影響が出るとされています。女性の場合、短期の飲酒歴でも、飲酒量が比較的少量でも、急速にアルコール依存症になる危険がある。中間位置からアルコール依存症への進行の期間は男性で約10年、女性で約6年であると言われています。また、胎児への影響ですが、妊娠中の母胎と胎児は胎盤とへその緒を通じて直接につながっています。少量の飲酒でも胎児に多大な悪影響を与えてしまう危険性があり、量にかかわらず妊娠中は飲酒を避ける必要があると専門家の間で一致している。アルコール依存症の母親から生まれた子の約40%がFAS、これは、胎児性アルコール症候群になってしまっています。また、母乳を飲ませる場合も飲酒は避ける必要があると考えられています。

治療としましては、アルコール依存症の治療は本人の認識であります。依存を認めてしまうと飲酒ができなくなるために、患者は、自分が依存症であることを認めなく、本人がいかにも認めるかが治療の始まりです。アルコール依存症の過剰な飲酒は、意思が弱いからとか道徳観が低いからと言われたり、不幸な心理的・社会的問題が原因であると考えられがちだが、実際はそうではなく、この病気の結果であることが多い。アルコールによって病的な変化が体や精神に生じ、それが過剰な飲酒行動に走ることがあります。このことをまず本人や周囲の者が理解し認めることが治療の第一歩となります。

また、アルコール・バランスメントとしまして、飲酒の強要、一気飲みなどがありますが、未成年者の飲酒は心身に害を与え、妊婦の飲酒は胎児に害を与えています。

また、反面、楽しい側面も、また人間関係の潤滑油的な側面も持っている飲酒です。先月の11月10日から16日の間、アルコール関連問題啓発週間がありました。この週間を契機に、社会の中で助けを受けずに苦しんでいる人たち、酒をやめたい人、やめてほしい家族たちの願いをかなえるためにも行政が乗り出すべきと思いますが、いかがでしょうか。

また、具体的にどのようなことをすべきなのか。人間は、もともと楽な方向に逃げています。本人は飲酒して酩酊して楽しいことばかり感じ、たとえさまざまなトラブルを起

こしても、後で激しく後悔しても、それを忘れるためにまた飲酒する。アルコール依存症から回復するためには、断酒の3本柱、通院、抗酒剤、自助グループへの参加であります。専門的な治療を行っている医療機関への受診ですが、近くには、藍里病院、徳島県の上板町にあります。また、中央病院でもそれについての専門的な先生がおられます。治療薬としましては、飲酒要求そのものを抑制する治療薬としてアカンプロサート、これ、レグテクトというんですが、2013年より保険で認定されております。そして、AA、断酒会などの自助グループへ参加することです。徳島県の断酒会は10カ所あり、近くでは、藍住町、鳴門市撫養町、それから、徳島市応神町にあります。その他、相談窓口として徳島精神保健福祉センター、保健所もあります。一般の方たちは、断酒会とはどんなものなのか、場所はどこにあるのか、いつ受付をしてもらえるのか、そもそも、どこの誰に連絡したらよいのか、また、参加したらどんなことをするのか、とにかく不安なことばかりだと思います。それらのことを詳しくわかりやすく説明していただけたらと思います。

以上で断酒を続けていくことが可能となります。松茂町として、相談窓口として依存症から抜け出したいと願っている人たちが継続して治療を続けられるように、一口でも飲酒することによって再びもとの依存症になってしまう可能性は非常に高い依存症ですので、立ち直るまで支援できる体制を整えてもらえることを望みます。

以上で私の一般質問を途中で終わります。

○議長【藤枝善則君】 米田民生参事。

○民生参事【米田利彦君】 それでは、立井議員ご質問の依存症の支援について、特に、アルコール依存症の対応について答弁をさせていただきます。

まず、アルコール依存症は身近な病気であり大変難しい病気でもあります。1人でアルコールを断つことはほとんど不可能です。体を壊し社会的な問題行動があれば、働くこともできず、医療費もかさみ、健康面はもとより、財政面からも考えて、アルコール依存症の対策は大きな課題となっております。

まず、最初のアルコール依存症に対して町はどのような支援策をとっているのかとのご質問ですが、アルコール依存症患者を限定することは人権上の問題も配慮する必要があり、実態把握は容易ではありません。現状では、県の精神保健福祉センターや保健所が実質的な相談窓口となってアルコール依存症の相談に随時対応しております。松茂町でも、保健相談センターにおいて、保健師による健康相談の一環としてアルコール依存症に対する相談体制を設けております。また、予防のための啓発として、広報まつしげ等に、飲酒習慣

の見直しや適正飲酒等についての情報を提供するなど予防対策にも取り組んでおります。

次に、アルコール関連問題啓発週間が実施され、松茂町では、相談窓口を通して依存症から立ち直るまでの支援体制を整えてはとのことですが、平成26年6月1日施行のアルコール健康障害対策基本法に基づき、今年度から、各省庁の枠を超えた取り組みで11月にアルコール関連問題啓発週間を実施しております。

町では、依存症の治療から回復支援まで、地域において本人と家族が安心して回復した状態が維持できる支援対策として、1点目に、周囲の方々に対して偏見や依存症という病気を理解していただくための普及啓発に取り組む体制を整えていきます。

2点目は、依存症に対して本人や家族が気軽に相談できる体制を整備いたします。経験者の話では、どこに相談すればいいのかわからず、実質的な相談窓口となっている保健所になかなかとり着かずに苦勞したというケースもあったようです。松茂町では、ホームページや広報誌等を活用し、相談できる施設の情報を容易に入手できる内容の周知をいたしたいと考えております。

また、相談者のニーズに応じた相談を継続して提供できるよう、町としての役割を明確にした相談支援体制を整えていきたいと思っております。

以上、依存症の支援についての答弁でございます。

○議長【藤枝善則君】 立井議員。

○1番【立井武雄君】 私の質問に対しての町の回答は、現在できる最も最適ですので、再問はいたしません。以上、よろしく申し上げます。

それでは、続きまして、少子化対策の一環としての不妊治療について質問させていただきます。

子どもは世界の宝と昔から言われ大切に育てられてきています。30年後の人口問題でも少子化の問題が多く取り上げられています。徳島県も、このとり事業、不妊治療助成事業制度が制定されています。少子化対策の一環として松茂町としての不妊治療への助成制度はどうなっていますか。

最近では晩婚化の傾向が随所で見られ、出生率は、2013年1.43、低下傾向が続いています。また、女性の初婚年齢は、1980年は25.2歳、2000年は27歳、2013年は29.3歳となり、また、生涯未婚率、1990年、男性は5.6%、女性は4.3%、2010年にいたりましては、男性が20.1%、女性は10%と徐々に上昇しています。これでは、出生率を1.43から1.8、これは、2025年の目標なんで

すが、立てても、達成は難しいのが現状です。

また、一方では、とても子どもが欲しいけど、望んでも妊娠しない夫婦がおられます。これは、10組に1人と言われておりますが、身体的にも金銭的にも多くの時間をかけて子どもを授かるための治療を受けようとする夫婦はふえてきています。子どもを望んで不妊治療を始めようとしても、治療方法によりましては50万円から100万円との高額な治療費が必要となり、とても高額なためにあきらめる夫婦も多く見受けられます。身体的にも金銭的にも多くの時間をかけて子どもを望んだ夫婦はより多くの愛情が子どもに注がれると思います。徳島県が実施している、このとり事業、不妊治療助成事業制度について、松茂町は、これにプラスアルファの不妊治療制度を求めますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長【藤枝善則君】 米田民生参事。

○民生参事【米田利彦君】 それでは、立井議員ご質問の少子化対策について、答弁をさせていただきます。

まず初めに、少子化対策の一環として、松茂町として不妊治療への助成金制度はどうなっているのかとご質問でございますが、松茂町では、不妊に悩む方からの経済的支援等の相談に対して県の事業を紹介するのみで、町では不妊治療に対する経済的な支援はいたしておりません。議員ご質問のとおり、徳島県では、次世代育成支援の一環として、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、医療保険が適用されず高額な医療費がかかる配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成する支援制度がございます。不妊治療の助成は、徳島県このとり応援事業といたしまして、1回の治療につき15万円、1年目は年3回まで、2年目以降は年2回を限度として通算5年間で10回の助成をいたしております。ただし、平成26年度以降に助成を開始される方は年間回数、通算年数の制限が廃止され、通算回数が10回から6回へと変更になりました。助成対象となるのは、徳島県内に住所を有し法律上婚姻関係にある夫婦で、前年の夫婦の所得合計額が730万円未満であることが条件となっております。助成の申請は、治療が終わった日の属する年度内に保健所に申請することとなっております。

次に、松茂町としてプラスアルファの不妊治療助成制度を求めますがいかがでしょうかというご質問でございます。松茂町では、徳島県が不妊治療に要する費用の一部を助成していること、並びに、この事業が平成26年度から助成内容の見直しがあり通算回数が減少したことなどに伴い、松茂町としても、少子化対策の一助として、子どもを望む夫婦が

不妊治療を受ける際に経済的負担の軽減を目的とした支援を考えております。支援につきましては、県が実施する、このとり応援事業の決定を受けていることを条件として、不妊治療支援事業を平成27年度から実施する方向で、県内市町村の実施状況調査、並びに、支援内容等の検討を行ってまいります。

以上、少子化対策についての答弁とさせていただきます。

○議長【藤枝善則君】 立井議員。

○1番【立井武雄君】 明快な回答で、私の望みどおりですので、再問はいたしません。1人でも多くの新生児が生まれてくることを願ひまして、私の質問を終わります。

以上です。

○議長【藤枝善則君】 以上で通告による一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

○議長【藤枝善則君】 日程第2、議案第56号「松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例」から、日程第9、議案第63号「平成26年度松茂町水道特別会計補正予算(第2号)」までの議案8件を一括して議題といたします。

以上、議案8件につきましては、各委員会に付託したいと思いますが、付託の前に総括的な質疑を行います。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑がないようですので、これで質疑を終結いたします。

○議長【藤枝善則君】 お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案8件については、会議規則第39条第1項の規定により、それぞれ所管の委員会に付託をすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案8件については、それぞれ所管の委員会に付託をすることに決定いたしました。

議案付託表配付のため、小休いたします。

午前10時24分小休

午前10時24分再開

○議長【藤枝善則君】 再開いたします。

議案付託表を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。ただいまお配りいたしました議案付託表をご覧ください。

まず、総務常任委員会。

議案第57号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

以上が、総務常任委員会に付託する議案でございます。

次に、産業建設常任委員会。

議案第57号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

議案第61号 平成26年度松茂町長原渡船運行特別会計補正予算（第2号）

議案第62号 平成26年度松茂町公共下水道特別会計補正予算（第3号）

議案第63号 平成26年度松茂町水道特別会計補正予算（第2号）

以上が、産業建設常任委員会に付託する議案でございます。

教育民生常任委員会。

議案第56号 松茂町国民健康保険条例の一部を改正する条例

議案第57号 平成26年度松茂町一般会計補正予算（第5号）（所管分）

議案第58号 平成26年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）

議案第59号 平成26年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）

議案第60号 平成26年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

以上が、教育民生常任委員会に付託する議案でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長【藤枝善則君】 ただいま事務局長が朗読いたしました議案付託につきましては、先般開催されました議会運営委員会におきましてそのように案を決定していただいたわけですが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、議案第56号から議案第63号までの各議案は、お手元に配付の議案付託表のとおり付託することに決定いたしました。

念のため、委員会の日程について事務局より説明いたします。

○議会事務局長【古川和之君】 失礼します。ただいま、議案付託表の裏面をご覧ください。常任委員会日程表でございます。開催場所は、松茂町役場、301委員会室でございます。

総務常任委員会、12月10日、午後3時から。

産業建設常任委員会、12月10日、午前10時から。

教育民生常任委員会、12月10日、午後1時30分から開会いたしますので、よろしくをお願いいたします。

以上でございます。

○議長【藤枝善則君】 以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

お諮りいたします。

明日12月9日から12月18日までの10日間は、委員会審査のため休会としたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長【藤枝善則君】 異議なしと認めます。

よって、明日12月9日から12月18日までの10日間は、休会と決定いたしました。

次回は、12月19日、午後1時30分から再開いたします。

本日は、これで散会いたします。どうもありがとうございました。

午前10時28分散会